

令和4年度 第2回上里町地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和4年10月26日（水）

午後2時00分～

場所：上里町役場 4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

報告事項1 「こむぎっち号」の運行状況及び利用状況について

資料1

（2）協議事項

協議事項1 上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について（案）

資料2

協議事項2 上里町地域公共交通網形成計画の変更について（案）

資料3

協議事項3 「こむぎっち号」無料乗車キャンペーンの実施について（案）

資料4

協議事項4 次期導入形態の検討（検討体制・スケジュール等）について（案）

資料5

（3）その他

第3回交通会議の開催について

4 閉 会

令和4年度 上里町地域公共交通活性化協議会委員名簿

| 委員区分 | | 団体名(職名) | 氏名 | 備考 |
|-------|--------------------------------|---|--------|-------------------------|
| 1号委員 | 上里町長又はその指名する者 | 上里町副町長 | 島田 邦弘 | |
| 2号委員 | 一般旅客自動車運送事業者の代表者 | 朝日自動車株式会社 運輸部次長 | 田沼 健一 | 欠席 |
| | | 株式会社協同バス 代表取締役社長 | 鈴木 貴大 | |
| 3号委員 | 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 | 一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事 | 関根 肇 | 欠席 |
| | | 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 専務理事 | 高原 昭 | 代理出席 事務局長 藤田 貢 |
| | | 本庄地区タクシー協議会 会長 | 神宮 つぐよ | |
| 4号委員 | 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 | 協同バス労働組合 執行委員長 | 松本 一也 | |
| 5号委員 | 住民及び地域公共交通の利用者の代表 | 上里町区長会 会長 | 戸口 吉雄 | |
| | | 上里町老人クラブ会連合会 会長 | 丸山 眞司 | |
| 6号委員 | 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長 又はその指名する者 | 国土交通省関東運輸局 埼玉運輸支局 首席運輸企画専門官 | 細野 桂一 | |
| 7号委員 | 道路管理者又はその指名する者 | 埼玉県本庄県土整備事務所 道路部 部長 | 岡本 史靖 | |
| | | 上里町道路整備課 課長 | 宮下 忠仁 | |
| 8号委員 | 警察署長又はその指名する者 | 本庄警察署 交通課 課長 | 笹原 久雄 | 代理出席 交通規制係長 漆谷 直樹 |
| 9号委員 | 有識者 | 駒澤大学応用地理研究所 専門研究員 | 今井 理雄 | |
| 10号委員 | 町長が特に必要と認める者 | 東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社 総務部 経営・財務戦略室 統括リーダー | 坂口 真一 | 代理出席 副課長 神宮 一雄 |
| | | 埼玉県 企画財政部交通政策課 主査 | 西野 利彦 | |
| | | 上里町町民福祉課 課長 | 亀田 眞司 | |
| | | 上里町まちづくり推進課 課長 | 吉田 広毅 | |
| | | 上里町高齢者いきいき課 課長 | 間々田 由美 | |

令和4年度第2回

上里町地域公共交通活性化協議会資料

報告事項 1

「こむぎっち号」の運行状況及び利用状況について

(1) 「こむぎっち号」の運行状況について

(2) 「こむぎっち号」の利用状況について

①令和年4度上里町コミュニティバス「こむぎっち号」利用実績

| 年月 | 利用者数全体 | 中央ルート | | 北部ルート | | | 南部ルート | | |
|-------|---------|---------|-------|------------|--------|------|------------|--------|------|
| | | 利用者数 | 運行日数 | 利用者数 | | 運行日数 | 利用者数 | | 運行日数 |
| | | | | アグリパーク上里循環 | ウニクス循環 | | アグリパーク上里循環 | ウニクス循環 | |
| R4. 4 | 1,339 人 | 1,085 人 | 26 日 | 24 人 | 37 人 | 13 日 | 94 人 | 99 人 | 13 日 |
| 5 | 1,151 人 | 938 人 | 26 日 | 36 人 | 22 人 | 13 日 | 64 人 | 91 人 | 13 日 |
| 6 | 1,313 人 | 1,060 人 | 26 日 | 29 人 | 81 人 | 13 日 | 63 人 | 80 人 | 13 日 |
| 7 | 1,261 人 | 1,019 人 | 26 日 | 33 人 | 58 人 | 13 日 | 62 人 | 89 人 | 13 日 |
| 8 | 1,415 人 | 1,152 人 | 27 日 | 49 人 | 59 人 | 14 日 | 64 人 | 91 人 | 13 日 |
| 9 | 1,198 人 | 992 人 | 26 日 | 29 人 | 51 人 | 13 日 | 51 人 | 75 人 | 13 日 |
| 合計 | 7,677 人 | 6,246 人 | 157 日 | 200 人 | 308 人 | 79 日 | 398 人 | 525 人 | 78 日 |
| | | | | 508 人 | | | | 923 人 | |
| 前年比 | 104% | 106% | - | 95% | 126% | - | 85% | 96% | - |
| | | | | 112% | | | | 91% | |

【参考】令和3年度上里町コミュニティバス「こむぎっち号」利用実績

| 年月 | 利用者数全体 | 中央ルート | | 北部ルート | | | 南部ルート | | |
|-------|---------|---------|-------|------------|--------|------|------------|---------|------|
| | | 利用者数 | 運行日数 | 利用者数 | | 運行日数 | 利用者数 | | 運行日数 |
| | | | | アグリパーク上里循環 | ウニクス循環 | | アグリパーク上里循環 | ウニクス循環 | |
| R3. 4 | 1,372 人 | 1,106 人 | 26 日 | 40 人 | 57 人 | 13 日 | 91 人 | 78 人 | 13 日 |
| 5 | 1,277 人 | 1,064 人 | 26 日 | 28 人 | 28 人 | 13 日 | 78 人 | 79 人 | 13 日 |
| 6 | 1,194 人 | 918 人 | 26 日 | 36 人 | 66 人 | 13 日 | 88 人 | 86 人 | 13 日 |
| 7 | 1,235 人 | 955 人 | 27 日 | 40 人 | 37 人 | 13 日 | 83 人 | 120 人 | 14 日 |
| 8 | 1,148 人 | 922 人 | 26 日 | 32 人 | 30 人 | 13 日 | 65 人 | 99 人 | 13 日 |
| 9 | 1,140 人 | 934 人 | 26 日 | 34 人 | 27 人 | 13 日 | 61 人 | 84 人 | 13 日 |
| 合計 | 7,366 人 | 5,899 人 | 157 日 | 210 人 | 245 人 | 78 日 | 466 人 | 546 人 | 79 日 |
| | | | | 455 人 | | | | 1,012 人 | |

○全ルート合計の利用者前年比は 104%となり、昨年度より伸びている。

南部ルートと比較すると利用者数が伸び悩んでいた北部ルートについても前年比増となった。

特に北部ルート（ウニクス循環）については、最も利用者が伸びているが、南部ルートの利用者数には追いついていない。

○北部ルート、南部ルートともにウニクス循環の方がアグリパーク上里循環より利用者数が多い。

○北部ルートの増加要因としては、今まで利用が少なかったバス停「八町河原」からの利用者が頻りに利用している。また、通勤で利用している方や若い女性の利用者もいる。

○令和4年9月から高齢者無料パスの対象年齢を75歳から70歳へ引下げを実施したため、9月だけで約50人の申請があった。利用実績は、8月：34人、9月：111人。申請時の窓口ヒアリングでは、無料パス申請時には既に利用している方と、一度も利用していない方がいたが、9月の総利用者数は前月より減少となってしまった。

(3) 関連施策「高齢者お出かけサポート事業」について

①事業概要

地域公共交通網形成計画の施策「次期公共交通の導入可能性の検討」において、「こむぎっち号が利用できない歩行困難者等を対象として、外出する際に利用するタクシーの補助券の交付等について検討すること」としていることを受け、関連施策として、令和2年9月より、公共交通を利用する際の自宅からバス停までをカバーすることを前提に高齢者の外出支援及び社会参加を促進することを目的に事業を開始した。試験的に実施するため、事業終了年月は令和5年3月と設定した。

②事業の今後について

アンケート結果より、タクシー券とこむぎっち号を同日に併用しているケースは1割強であり、補完施策として十分ではないことが立証された。また、介護タクシーを利用する件数は2割強であり、自力でバスを利用することが難しいと思われる方が制度を利用していることがわかった。

以上のことを踏まえ、高齢者お出かけサポート事業を関連施策と位置付け事業を実施するには、令和5年3月までとする。なお、本事業で実施した間の実績は、次期導入形態を検討する際に活用していく。

また、事業の今後については、次期導入形態の検討を踏まえた上で高齢者福祉担当課で調整していく。

上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について（案）

①地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正について

令和 2 年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）の改正により、「地域公共交通計画」の作成が地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）を受けるための要件になりました。「地域公共交通計画」本体には、公共交通における位置付けや地域公共交通確保維持事業の必要性など、マスタープランの内容とすべき事項を記載するとともに、これまで生活交通確保維持改善計画に位置付けられてきました補助系統等に関する事項の詳細については、原則として、地域公共交通計画の「別紙」として、位置づけることになります。

上里町コミュニティバス「こむぎっち号」は、生活交通確保維持改善計画を上里町地域公共交通活性化協議会の協議を経て作成し、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（国庫補助金）を受けております。令和 2 年 3 月に策定しました「上里町地域公共交通網形成計画」の計画期間内は、「地域公共交通計画」を策定することなく既存の計画に必要事項を盛り込む改正をすることで補助金申請が可能となります。また、令和 6 年度事業（令和 5 年 6 月申請分）までは、従前の例によることが可能です。そのため、令和 6 年度事業分までは、従前通りの申請を行い、令和 5 年度中に「上里町地域公共交通網形成計画」の改訂を実施し、令和 7 年度事業分（令和 6 年 6 月申請）から新様式に基づく申請を行います。

②上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正について

「地域公共交通計画」の策定には、活性化法第 6 条第 1 項の規定に基づいた法定協議会の設置が必要になることから、上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正をすることで、既存の協議会に法定協議会の機能を持たせ、協議会委員の負担軽減や会議の効率化を図るものです。

③上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正の内容

第 1 条（目的）に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会としての機能を持たせることを追記します。

第 3 条（所掌事務）に、「地域公共交通計画」の作成及び変更に関する事項、実施に関する事項、計画に位置付けられた事業の実施に関する事項を協議事項とすることを追記します。

④施行予定日

令和 4 年 11 月 1 日

《上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表》

上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正する告示（案）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 上里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの提供に必要となる事項を協議するため設置する。また、<u>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 上里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の实情に即した輸送サービスの提供に必要となる事項を協議するため設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> |

(目的)

第1条 上里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実演に必要となる事項を協議するため設置する。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項に規定する協議会を兼ねるものとする。

(事務所)

第2条 協議会は事務所を上里町大字七本木5518番地上里町役場内に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号）第2条第1項第1号に規定する生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の策定及び変更に係る協議に関すること。
- (2) 生活交通確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な交通手段の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 町有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (6) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (7) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 上里町長又はその指名する者
 - (2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
 - (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (5) 住民及び地域公共交通の利用者の代表者
 - (6) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者又はその指名する者
 - (8) 警察署長又はその指名する者
 - (9) 有識者
 - (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は第4条第1号の委員をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が選任する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員がやむを得ない理由により会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、過半数同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、協議会で協議が調った事項については、その協議結果を尊重し当該事項の誠実な実務に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は上里町総合政策課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な

事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年11月1日から施行する。

上里町地域公共交通網形成計画の変更について（案）

< 評価指標の変更 >

- 短期目標 1 町内公共交通の利便性向上により、公共交通利用者数の増加を図る
施策 2 交通結節点の整備

【変更理由】

駅や商業施設等において、こむぎっち号の異なるルート間や他の交通機関との乗り換えがしやすいように、ルートやダイヤの調整を行い、利便性向上を図ることが施策目標であり、その評価指標として、「乗り換え利用有無：利用者の2%が乗り換え実施（OD調査より）を設定しました。しかし、令和3年3月に実施した支線ルートの再編以降、より効率的な乗り換えを検討していく方針に変わりはないものの、目的地に到達するために以前より乗り換えを必要とする方が増える設計であるため、現在の評価指標の「利用者の2%が乗り換え実施」は不適合となってしまった。

【変更案】

評価指標「乗り換え利用有無」を令和3年度までとし、既存の評価指標「交通結節点利用の満足度」の実施を「必要に応じて実施」から「実施」に変更し、数値指標として「満足度（「満足」「普通」と回答した方の割合）8割」を新たに設定します。

- ・参照「上里町地域公共交通網形成計画～抜粋～87ページ」

【変更年月】

令和4年度より変更

令和4年度改訂版

上里町地域公共交通網形成計画 ～ 抜粋 ～

基本方針1：利用者ニーズに対応した公共交通サービスの構築

運行計画の見直しや新たな公共交通サービスの実施により、町民の誰もが利用しやすい公共交通を構築する。

①利用者ニーズのある地域への対応と日常生活の移動手段の確保

- ・既存のコミュニティバスは利用者ニーズに対応した運行とするとともに、新たな公共交通形態の導入など、町民の日常生活における移動手段を確保する。
- ・まちづくりに関する上位・関連計画との連携・整合をとり、移動しやすいまちづくりを実現させる。

②公共交通の前提として、バス停からバス停までの移動手段を担う

- ・自宅玄関からのサービスは「福祉」と捉え、福祉サービスとの棲み分けを明確にする。
- ・ただし、バリアフリー対応等、高齢者や障害者への配慮はしっかりと行う。

基本方針2：町民、交通事業者、行政の協働による

持続可能なしくみづくり

公共交通を維持・改善していくために、各々が協力しあう体制づくりや町民の意識改革を促すしくみづくりを行う。

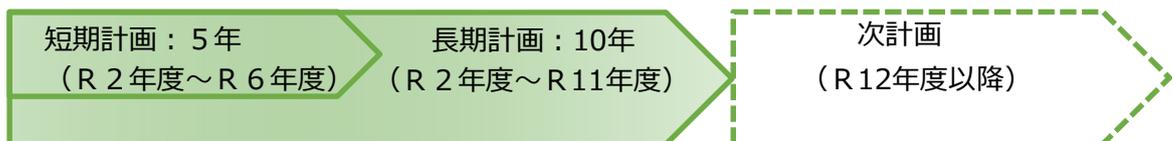
また、町が運行する公共交通（こむぎっちゃん号）においては、公共サービスの一環として実施するものであり、利便性を向上させながら、運行を維持できる体制を構築する。

(2) 計画の区域

計画の区域は、上里町全域とする。

(3) 計画の期間

計画期間は、令和11年度までの10年とする。



(4) 計画の目標

長期的目標

目標1：まちづくりにおける政策と連携し、都市機能の基盤を形成する

今後、立地適正化計画等により、まちの構造が大きく変わることが想定される。公共交通は、まちづくりを進める中で、都市機能の基盤の一つであり、公共交通網が適切に整備されないと、まちづくりが進まないといっても過言ではない。

そのため、今後のまちづくりの方向性やあり方などと連携しながら、より利便性の高い公共交通網の形成を目指す。

目標2：持続可能な公共交通を実現する

公共交通を維持していくためには、上里町だけの取り組みでは限界があるため、町民や交通事業者にも積極的な参加、利用を促し、公共交通運行の体制および財政の両面で持続可能な公共交通体系を構築することを目指す。

短期的目標

目標1：町内公共交通の利便性向上により、 公共交通利用者数の増加を図る

町民アンケート調査結果より、「こむぎっち号」に関して運行場所及び運行本数に不満を感じている方が多くみられたため、利用実態や将来の利用見込み等を考慮し、適切な運行体系を構築することにより、「こむぎっち号」の利用者数の増加を図る。

また、町民の多くが日常生活全般において、本庄市への移動が多く見られることから、本庄市とも連携した公共交通の体系を構築する。

目標2：持続可能な公共交通を実現する

「こむぎっち号」の利便性向上による料金収入の増加のほか、さらなる周知による公共交通への転換を図るとともに、車内広告などの別収益を得るなどの方策を検討する。

2-3. 短期的目標を達成するための施策

(1) 概要

目標1：町内公共交通の利便性向上により、
公共交通利用者数の増加を図る

| 施策内容 | 概要 |
|-----------------------|---|
| 1. 「こむぎっち号」(定時定路線)の検証 | 利用者が少ない区間の減便または廃止、運行エリアの限定の検討。利用者が多い区間の増便の検討。 |
| 2. 交通結節点の整備 | 他交通機関との乗り換えがしやすいルートやダイヤの調整。停留所の環境整備。 |
| 3. 次期公共交通の導入可能性の検討 | こむぎっち号(定時定路線)の検証により把握した課題に対して、新たな公共交通体系の導入可能性の検討。 |
| 4. 本庄市との連携 | こむぎっち号の延伸や本庄市デマンド交通との連携の検討。 |
| 5. 高齢者の公共交通利用支援 | 交通安全に関する講習を受講した高齢者を対象に、こむぎっち号の高齢者無料パスの交付。 |
| 6. 利用者の意見聴取 | 利用者へのアンケートの継続実施。 |

目標2：持続可能な公共交通を実現する

| 施策内容 | 概要 |
|---------------------------|---|
| 1. 運賃収入の確保 | 目標1での施策も含め、利用者数増加による運賃収入の確保。 |
| 2. 財源の確保 | 車内広告等による収入等、運賃以外の収入源の確保。 |
| 3. 広報・チラシ、「乗り方教室」等による啓発活動 | 広報誌、ポスター、チラシ、イベント等による公共交通利用の習慣づけの推進。 |
| 4. 各地区への聞き取りの実施 | より具体的な利用者ニーズを把握するために、各地区へ出向き意見の聞き取りを行う。 |

(2) 具体的施策の詳細

具体的施策の詳細を次頁以降に整理する。

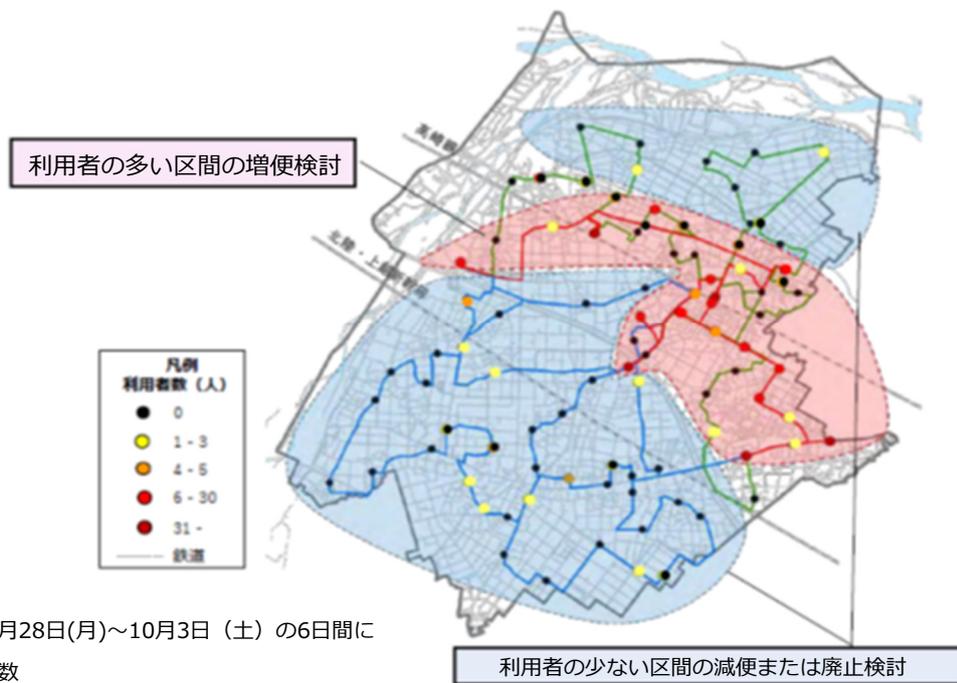
目標1：町内公共交通の利便性向上により、公共交通利用者数の増加を図る

施策1：「こむぎっち号」(定時定路線)の検証

①施策内容

こむぎっち号については、令和6年度までは現行の運行形態を継続しつつ、その間に利用者ニーズ等を詳細に把握して、利便性の向上に向けた再編検討を行う。

具体的には、利用者が少ない区間においては、廃止・減便を検討するとともに、エリアを限定した運行についても検討を行う。利用者が多い区間については、増便の検討を行う。



※令和2年9月28日(月)～10月3日(土)の6日間における容赦数

②実施主体

上里町、交通事業者

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期 (R2～R6) | | | | | 長期 |
|-----------------------------------|------------|----|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 「こむぎっち号」の運行本数・運行ダイヤ・運行経路及び停留所の見直し | 再編計画・運行 | | | | | |
| | ➔ | | | | | |

④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|--------|----------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 年間利用者数 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

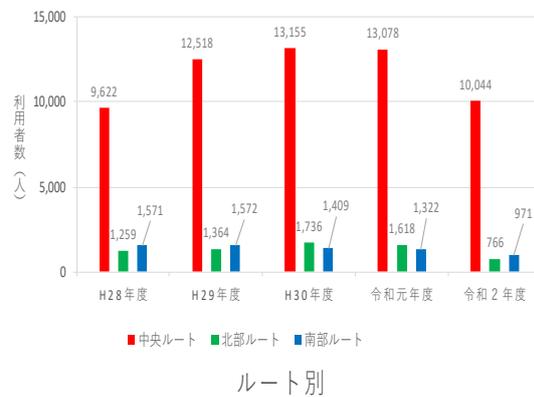
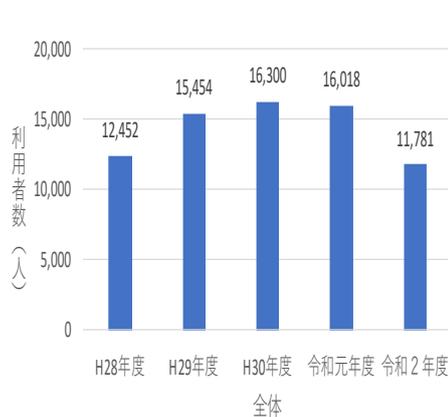
◎：実施、○：必要に応じて実施

⑤評価指標の目標値

年間利用者数：令和6年度までに22,300人

<計画策定時の設定の考え方>

現在の全体の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度時点で年間約1万6000人となっている。ルート別では同年度で中央ルートが約13,000人、北部ルートが約1,700人、南部ルートが約1,400人となっている。現在の利用者数より、毎日往復利用する方が1年に2人ずつ増えていくことを想定する。



「こむぎっちゃん」の利用者数推移

施策2：交通結節点の整備

① 施策内容

駅や商業施設等において、異なるルート間や他交通機関との乗り換えがしやすいように、ルートやダイヤの調整を検討する。

また、乗り換えの待ち時間を快適に過ごせるよう、「バスまちスポット」として停留所の環境整備（椅子や屋根等）も行う。特に商業施設には、施設内のスペース利用の協議も実施する。

検討する交通結節点とルートを以下に示す。



「バスまちスポット」の目印

検討する交通結節点とルート

| バス停名 | 関係するルート（交通機関） |
|--------------|--------------------------------|
| 神保原駅（北口、南広場） | J R 高崎線、こむぎっち号全ルート |
| 上里町役場 | こむぎっち号全ルート |
| ユニクス | こむぎっち号全ルート、路線バス |
| ベルク七本木店 | こむぎっち号全ルート、路線バス、 （本庄市の公共交通） |
| アグリパーク上里 | こむぎっち号全ルート |
| イオンタウン | こむぎっち号中央ルート、北部ルート |

② 実施主体

上里町、交通事業者、交通結節点設置箇所管理者

③ 実施スケジュール

| 施策名 | 短期（R2～R6） | | | | | 長期 |
|----------|-----------|---------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 交通結節点の整備 | 検討 → | 実施 → | | | | |

④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|-------------------------------|----------|----|--------------|--------------|--------------|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 乗り換え利用有無 (利用者OD調査により把握) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 交通結節点利用の満足度 (利用者意見調査により把握) | | ○ | ○ | ○ | ○ |

◎：実施、○：必要に応じて実施

⑤評価指標の目標値

乗り継ぎ実施者数：利用者OD調査回答者の2% (R3まで)

<設定の考え方>

現状、乗り換え利用の実態は把握できていない。従来実施されてきた利用者OD調査で乗り換え利用有無を確認することとし、回答者の2%分が乗り換えを行うものと想定する。

交通結節点利用の満足度：8割 (R4から)

<設定の考え方>

利用者意見調査により、交通結節点利用の満足度を調査し、「満足」「普通」と回答した方の割合が8割と想定する。

施策3：次期公共交通の導入可能性の検討

①施策内容

こむぎっち号（定時定路線）の検証により把握した課題の対応として、新たな公共交通体系の導入可能性を検討する。

【検討項目】

| 検討項目 | 具体的な検討内容 |
|------------------|------------------------------|
| 定時定路線継続の検討 | 運行ダイヤ、経路等の見直し |
| 定時定路線以外の公共交通形態検討 | 事例収集や自治体ヒアリング |
| 上里町への導入可能性検討 | 運行形態、運用方法、 需要・収支予測、課題等の整理 |
| 導入に向けた対応 | 実証運行計画及びその実施 |

②実施主体

上里町、交通事業者

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期（R2～R6） | | | | | 長期 |
|-----------------|-----------|-------|-----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 次期公共交通の導入可能性の検討 | 検討 | ・実証運行 | ・判断 | | | 導入 |
| | → | | | | | → |

<関連施策：福祉施策における交通サービス>

こむぎっち号が利用できない歩行困難者等を対象とした、社会福祉施策としてタクシー補助券の交付等について検討する。

令和2年度において具体案を検討し、令和2年度から試験的に補助制度を開始予定。

施策4：本庄市との連携

①施策内容

繋がりの強い本庄市への移動を支援するため、こむぎっち号の延伸や本庄市デマンド交通との連携を検討する。

- こむぎっち号の本庄市までの延伸
⇒鉄道駅や医療施設などへの延伸を優先的に検討
- 本庄市デマンド交通（本庄市民以外も利用可）停留所の上里町内への設置



本庄市との連携

また、施策2に掲げるように、JRや路線バスと、こむぎっち号との乗り継ぎにより、本庄市へ移動できるようなルートやダイヤの調整も検討する。

②実施主体

上里町、本庄市

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期（R2～R6） | | | | | 長期 |
|---------|-----------|----|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 本庄市との連携 | 検討 | | | | | |

<参考>

上里町から本庄市へ通院する方は、全体の5分の1であり、そのうち半数が月2日以上に通院を行っている。（町民意向調査より）

| 地域名 | 週3~4日 | 週1~2日 | 月2~3日 | 月1日程度 | その他 | 無回答 | 票数 | その他内容 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-----|--------|
| 1 本庄市 | 4 | 6 | 8 | 22 | 2 | | 42 | 時々 |
| 2 藤岡市 | 1 | 3 | 7 | 14 | 1 | | 26 | 3ヶ月に1回 |
| 3 高崎市 | | | 5 | 2 | | 1 | 8 | |
| 4 伊勢崎市 | | | 2 | 4 | | 1 | 7 | |
| 5 前橋市 | | | 1 | 3 | 1 | 1 | 6 | 2ヶ月に1回 |
| - 通院合計 (町内+町外) | 9 | 29 | 63 | 105 | 12 | 9 | 227 | - |

施策5：高齢者の公共交通利用支援

①施策内容

高齢者による交通事故を未然に防止し、公共交通の利用を支援するため、交通安全に関する講習を受講した高齢者を対象に、公共交通利用支援事業として「こむぎっちゃん号」の高齢者無料パスを交付する。（令和元年度より実施）

②実施主体

上里町

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期（R2～R6） | | | | | 長期 |
|--------------|-----------|----|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 高齢者の公共交通利用支援 | 実施 → | | | | | → |

④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|--------------|----------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 高齢者無料パスの発行件数 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |

◎：実施、○：必要に応じて実施

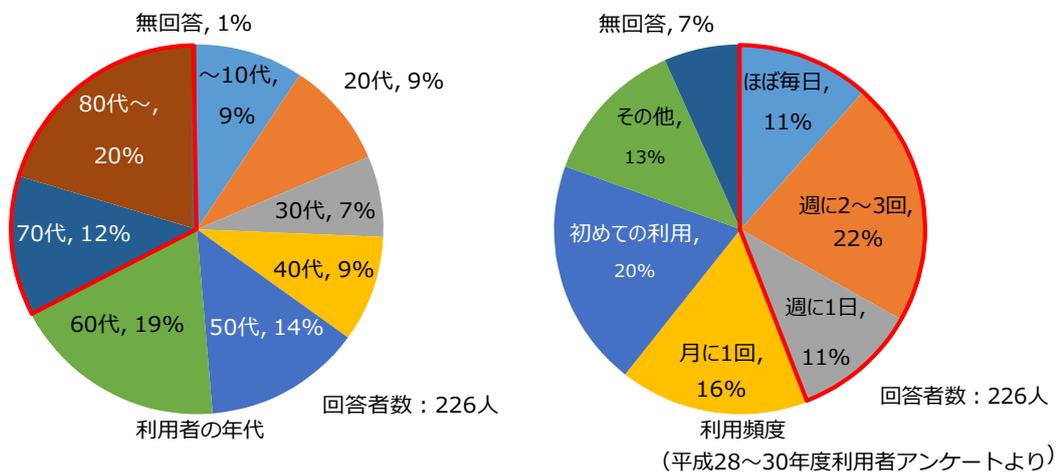
⑤評価指標の目標値

高齢者無料パスの発行件数：令和6年度までに130人

<設定の考え方>

平成28～30年度実施の利用者アンケートより、70代の利用者が全体の12%、80代が20%*であり、利用者の約4割が週1回以上の利用となっている。令和6年時点の利用者数目標の22,300人のうち、4分の1が高齢者無料パス対象者となり、さらにそのうち4割が少なくとも週1回1往復することを想定する。

*高齢者無料パスの対象者は75歳以上であり、アンケートの集計区分とは異なる。



施策6：利用者の意見聴取

①施策内容

各種施策の評価・検証を行い、後述するPDCAサイクルを回して、よりよい公共交通の利用環境を実現するために、現在定期的を実施している利用者アンケートを継続的に実施し、評価・検証の基礎資料とする。

利用者OD調査は毎年実施し、交通結節点の評価に用いるため、出発地目的地のほか、乗り換え利用の有無も確認する。

利用者意見調査は、実証運行の実施時や短期計画の見直し時等に必要に応じて実施し、利用者の満足度や町内の公共交通への意見、実施した施策への意見等を確認する。

②実施主体

上里町

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期 (R2~R6) | | | | | 長期 |
|----------|------------|----|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 利用者の意見聴取 | 継続実施 | | | | | |



目標 2：持続可能な公共交通を実現する

施策 1：運賃収入の確保

①施策内容

目標 1 における施策も含め、利用者数の増加により、運賃収入を確保する。

②実施主体

上里町

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期 (R2～R6) | | | | | 長期 |
|---------|------------|----|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 運賃収入の確保 | 実施 | | | | | |



④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|----------|----------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 町の費用負担割合 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎：実施

⑤評価指標の目標値

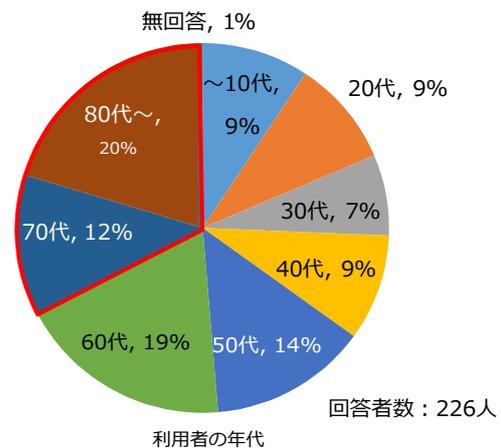
町の費用負担割合：現状維持

<設定の考え方>

こむぎっち号利用者の約 3 割が 70 歳以上の高齢者※であり、今後実施する高齢者無料パスの交付（目標 1 - 施策 5）により、運賃収入が減少することが想定される。

こむぎっち号の再編（目標 1 - 施策 1）による利用者の増加や、運賃収入以外の収入（広告等、目標 2 - 施策 2）を得ることで、無料パスによる減収分を補填することを目指し、現状以上に町負担が増えないことを目標とする。

※高齢者無料パスの対象者は 75 歳以上であり、アンケートの集計区分とは異なる。



平成 28～30 年度利用者アンケートより

施策2：財源の確保

①施策内容

こむぎっち号の車内やバス停、時刻表、路線図等における広告掲載による収入等、運賃収入以外の収入源を確保する。

現在（再編後も含む）、こむぎっち号が運行している商業施設等に広告掲載の協力を打診する。

②実施主体

上里町

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期（R2～R6） | | | | | 長期 |
|-------|-----------|---------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 財源の確保 | 検討 → | 実施 → | | | | |

④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|-------|----------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 広告掲載数 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |

◎：実施、○：必要に応じて実施

⑤評価指標の目標値

広告掲載による収入：年間運賃収入の15%

<設定の考え方>

高齢者無料パスの減収分の補填の一部として、年間運賃収入の15%程度の広告掲載による収入確保を目指す。

施策3：広報・チラシ、「乗り方教室」等による啓発活動

①施策内容

広報誌「広報かみさと」やポスターでの案内、チラシの配布等により周知を行うとともに、公民館等での説明会や「乗り方教室」等を開催することで、バス利用に対する不安を払拭し、公共交通利用の習慣が身につくよう推進する。

②実施主体

上里町

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期 (R2~R6) | | | | | 長期 |
|------------------------|------------|----|----|----|----|---|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 広報・チラシ、「乗り方教室」等による啓発活動 | 実施 | | | | |  |

④評価指標・評価スケジュール

| 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|--------------------------------|----------|----|----|----|----|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 交通安全教室と連携したバスの乗り方教室等、啓発活動の開催回数 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎：実施

⑤評価指標の目標値

年1回実施

施策4：各地区への聞き取りの実施

①施策内容

こむぎっち号の再編や次期公共交通導入検討にあたり、より具体的な利用者ニーズを把握するために、各地区に出向き聞き取りを実施する。聞き取りを通じて、公共交通が町民自身のものであることの意識醸成も図る。

②実施主体

上里町、町民、交通事業者

③実施スケジュール

| 施策名 | 短期 (R2~R6) | | | | | 長期 |
|---------|------------|----|----|----|----|--|
| | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | |
| 聞き取りの実施 | 実施 | | | | |  |

2-4. 上里町地域公共交通網形成計画の評価

(1) PDCA サイクルの実行

各種施策を実施した後も、利用者ニーズや、交通事業者の状況、行政の財政状況等の各種外部環境の変化に合わせて、本計画で定められた事業計画を、適宜、計画・見直ししていく必要がある。

本計画は、上里町地域公共交通活性化協議会において、PDCAサイクルの実行を管理するものとする。

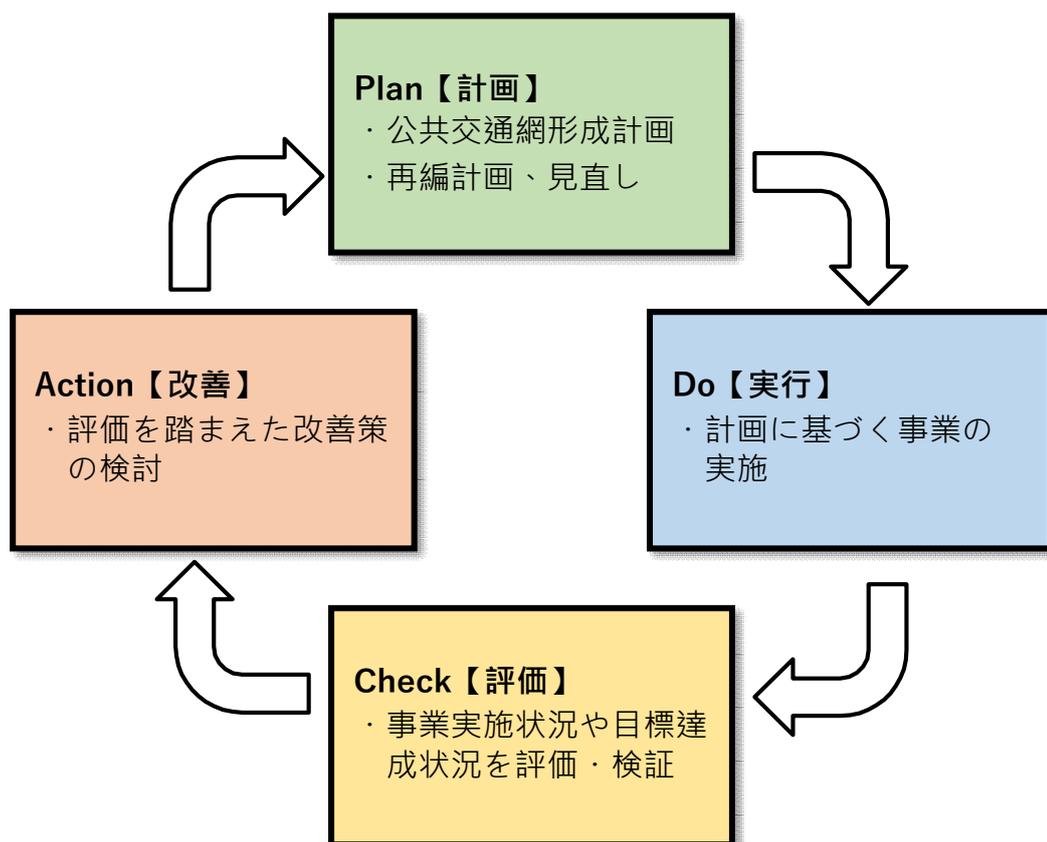


図2-4-1 PDCAサイクル

(2) 評価スケジュール

① 評価スケジュールの概要

本計画の評価は、5年毎の評価実施を目安とする。ただし、短期計画期間においては、1年毎に評価を実施し、必要に応じて改善を図る。



図2-4-2 評価スケジュール

②短期計画期間における評価スケジュール

各施策の評価スケジュールを以下に再掲する。

表2-4-1 短期計画期間における評価スケジュール

【目標1】町内公共交通の利便性向上により、公共交通利用者の増加を図る

| 施策 | 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|--|-------------------------------|----------|----|--------------|--------------|--------------|
| | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 「こむぎっち号」 (定時定路線)の 検証、 次期公共交通の導入 可能性の検討 | 年間利用者数 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| 交通結節点の整備 | 乗り換え利用有無 (利用者OD調査により把握) | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| | 交通結節点利用の満足度 (利用者意見調査により把握) | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高齢者の公共交通利 用支援 | 高齢者無料パスの発行件数 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| - | 全体満足度 (利用者意見調査により把握) | | ○ | ○ | ○ | ○ |

【目標2】持続可能な公共交通を実現する

| 施策 | 評価指標 | 評価スケジュール | | | | |
|--------------------------------|--|----------|----|----|----|----|
| | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 |
| 運賃収入の確保 | 町の費用負担割合 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 財源の確保 | 広告掲載数 | ◎ | ◎ | ◎ | ○ | ○ |
| 広報・チラシ、「乗 り方教室」等による 啓発活動 | 交通安全教室と連携したバスの 乗り方教室等、啓発活動の開催 回数 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎：実施、○：必要に応じて実施

(3) 評価結果への対応

設定した評価指標について、継続的・定期的に評価を実施するとともに、目標値を下回った場合には、運行形態等について見直し・検討を行う。

「こむぎっち号」無料乗車キャンペーンの実施について(案)

「こむぎっち号」でお出かけ促進！お試し無料乗車キャンペーン実施要項

【目 的】

「こむぎっち号」の無料乗車券を手軽に活用できるようにすることで、高齢者等の公共交通への移行促進及びこれまで利用したことのない未利用者の利用促進を目的とする。

【内 容】

広報12月号へ無料乗車券を掲載し、切り取った乗車券を降車の際に運賃箱へ投函することにより、運賃100円を減免する。

往復で利用可能となるように、無料乗車券を2枚掲載する。

【実施期間】

令和4年12月1日（木）～令和4年12月28日（水）

【留意事項】

- ・ 広報（12月号）への掲載のほか、HPや利用して周知を図る
- ・ 運転士の目視により無料乗車券を確認のうえ、減免の取り扱いをする。
- ・ 利用実績の把握について、運行事業者からの業務報告書により行う。
- ・ その他、事業実施にあたり問題が発生した場合は総合政策課政策調整係が対応する。

【無料乗車券】

(き り と り)

「こむぎっち号」お試し乗車券

- ・ 1枚ずつ切り離して、降車時に運賃箱に入れて下さい
- ・ 両替・換金はできません
- ・ コピーしたものは利用できません
- ・ 再発行はできません



令和4年12月28日（水）

発行者：上里町総合政策課政策調整係

連絡先：0495-35-1238

(3) 上里町地域活性化協議会分科会規程の一部改正

検討にあたって、まちづくり及び福祉（障害者・高齢者）の観点が必要となるため、以下のとおり規程の一部改正をし、次期導入形態を検討するための分科会においては10号委員を追加するものとします。

○改正前

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条に掲げる委員の中から、会長が指名する。

別表

| 委員区分 | |
|------|---------------------|
| 2号委員 | 一般旅客自動車運送事業者の代表者 |
| 3号委員 | 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 |
| 5号委員 | 住民及び地域公共交通の利用者の代表 |
| 9号委員 | 有識者 |

○改正案

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条に掲げる委員の中から、会長が指名する。

- 3 第1項に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める場合は、委員に指名することができる。

| 委員区分 | | 団体名等（案） |
|---------------|---------------------|----------------------------------|
| 2号委員 | 一般旅客自動車運送事業者の代表者 | 朝日自動車株式会社 株式会社協同バス |
| 3号委員 | 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 | 本庄地区タクシー協議会 |
| 5号委員 | 住民及び地域公共交通の利用者の代表 | 上里町区長会会長 |
| 9号委員 | 有識者 | 駒澤大学応用地理研究所専門研究員 |
| 10号委員 (追加) | 会長が特に必要と認める者 | 町民福祉課長 まちづくり推進課長 高齢者いきいき課長 |

(4) 現状の課題整理

①支線ルートの利用者数が少ない

⇒国庫フィーダー補助の該当要件（利用者1便2人以上）を満たしているのは中央ルートのみであり、支線ルートは該当になっていない。

②運行本数が限られている

⇒現行の運行台数では限界

令和元年に実施した上里町地域公共交通網形成計画策定時アンケート「こむぎっち号に対する不満」にあがっており、R3.3のルート再編では運行本数を増加させたが、利用者アンケートでは「運行本数が少ない」との意見がある。

③支線ルートの隔日運行

⇒現行の運行台数を変えずに、1日あたりの運行便数を増加させた為（R1.9より）

令和元年に実施した上里町地域公共交通網形成計画策定時アンケート「こむぎっち号に対する不満」にあがっている。

④乗り継ぎが必要なケースがある

⇒1日あたりの便数を増加させるために、1便あたりの運行距離を短縮した為（R3.3より）

⑤利用されていないバス停が約半数

⇒支線ルートでは、現在使用されているバス停にたまたま利用者がいるだけであると考え、使用されていないバス停＝不要なバス停ではない。町としては、交通空白地を作らない

⑥通勤・通学の時間帯は運行していない

⇒利用者ターゲットを主に高齢者としているため（当初より）

⑦目的地までの速達性がない場合がある

⑧日曜に運行されていない

⑨町外への延伸

⑩地域公共交通網形成計画には公共交通の前提として、バス停からバス停までを担うものとし、自宅玄関からのサービスは「福祉」と捉え、福祉サービスとの棲み分けを明確にすると記載

(趣旨)

第1条 この規程は、上里町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、上里町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第3条各号に掲げる事項について、専門的な協議、調査又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第4条に掲げる委員の中から、会長が指名する。
- 3 第1項に掲げる者のほか、会長が特に必要と認める場合は、委員に指名することができる。

(分科会長)

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、委員の互選により選任する。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 分科会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 委員区分 | |
|------|---------------------|
| 2号委員 | 一般旅客自動車運送事業者の代表者 |
| 3号委員 | 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 |
| 5号委員 | 住民及び地域公共交通の利用者の代表 |
| 9号委員 | 有識者 |